

## 第1 交通事故防止対策の推進

### 1 交通死亡事故抑止対策の推進

#### (1) 年間対策

交通死亡事故の特徴を捉えた総合的な交通死亡事故抑止対策として、

高齢者の交通事故防止

青少年運転者の交通事故防止

飲酒運転の追放

速度抑制による交通事故防止

交差点等交通危険個所における交通事故防止

シートベルト・チャイルドシート着用の徹底

の6項目を重点に

- ・交通安全の日における広報・街頭活動の推進
- ・安全・安心シルバーサポート事業の推進
- ・青少年運転者の交通事故防止対策
- ・飲酒運転追放対策
- ・大好きいばらき交通安全ふれあいのまち県民運動との連携

の年間対策を関係機関、団体と連携して推進した。

#### (2) 期間対策

年間対策を効果的に推進するため、季節ごとの特徴を捉えた期間対策を実施した。

路面凍結によるスリップ事故防止対策(1~2月)

就職、進学者に対する交通安全対策(3月)

行楽期における交通安全対策(4~6月)

ライト早め点灯、薄暮時における交通事故防止対策(10~12月)

## 2 交通安全運動の推進

### (1) 交通安全県民運動の推進

茨城県交通安全対策協議会の主唱により、「守ろうよ 小さなマナーと 大きな命」をスローガンに県民一人一人が思いやりの心を持ち、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めることを広く県民運動として盛り上げるため、次の6項目を重点に関係機関・団体との緊密な連携のもとに交通安全運動を展開した。

運転者と自転車利用者の交通マナーの向上

高齢者の交通事故防止

飲酒運転の追放

青少年運転者の交通事故防止

子供の交通事故防止

シートベルトとチャイルドシート着用の徹底

## (2) 各季交通安全運動の推進

全国交通安全運動及び県独自の交通事故防止県民運動等、各季の交通安全運動を通じて県民の交通安全意識の高揚を図った。

春の全国交通安全運動(4/6～15)

暴走族追放強調運動(6月中)

夏の交通事故防止県民運動(7/20～8/20)

秋の全国交通安全運動(9/21～30)

## 3 チャイルドシート着用対策の推進

(1) 自治体等で実施しているチャイルドシートレンタルリサイクル事業などに協力し着用促進を図った。

(2) 春・秋の全国交通安全運動期間中、チャイルドシート着用義務違反者の取締りを強化した。

## 4 飲酒運転追放対策の推進

(1) 効果的な飲酒運転防止教育が推進されるよう、酒酔い状態での視覚が疑似体験できる「酒酔い体験ゴーグル」を整備し、運転実技講習会等での交通安全教育の機会に活用した。

(実施回数54回、2,601人、イベント等3回、148人)

(2) 関係機関・団体と連携した飲食店への訪問指導活動の実施

地域交通安全活動推進委員や交通安全協会等と連携した、飲食店街での違法駐車排除活動や、酒類提供飲食店を訪問して関係者への指導とポスター等を配布し掲示を依頼した。

## 5 実践的な交通安全教育の推進

(1) 子供に対する交通安全教育

幼児、小学生、中学生に対し、県教育庁、市町村、学校と連携して、安全な道路の横断方法及び正しい自転車の乗り方を重点とする交通安全教育を実施した。

(実施回数1,217回、延べ149,578人)

(2) 青少年運転者に対する交通安全教育

進学、就職等の時期をとらえ、学校や関係機関・団体と連携して普通免許を取得できる年齢に達する高校生に対する交通安全教育を実施し、交通安全意識の啓発を図った。

また、高等学校、交通安全協会、安全運転管理者協議会と連携し、安全運転講習会や二輪車教室を通じて安全意識の啓発や運転技術の向上に重点においた交通安全教育を実施した。

高校生に対する実技型交通安全教室(60回、延べ12,481人)

事業所等の青少年に対する交通安全講習会（74回、延べ4,509人）

（3）高齢者に対する交通安全教育

市町村、交通安全協会及び老人クラブ連合会等と連携して、参加・体験型の交通安全教育を実施するとともに、反射材の普及促進に努めた。

高齢者に対する交通安全教室（919回、67,633人）

（4）高齢者交通安全ながいき指導隊による交通安全指導

交通事故による死傷者の中で、高齢者は自転車利用中や歩行中の事故が多く、そのうち約9割が運転免許を有していないことから、警察本部交通部と警察署合同によるながいき指導隊を編成し、高齢者の集合する公民館等において、高齢者に対する交通安全教育を実施した。

（621回 45,196人）

（5）外国人に対する交通安全教育の推進

日本の交通ルールを英語、韓国語、中国語、スペイン語及びポルトガル語の5ヶ国語で解説した「交通安全マニュアル」を活用し、外国人に対する交通安全教育に努めた。

（43回、延べ1,612人）

（6）安全運転競技会の開催

関係機関・団体と連携し、交通安全意識の高揚と運転技能の向上を目的に、各種安全運転競技会を開催した。

第33回二輪車安全運転茨城県大会（6/5）

第41回交通安全子ども自転車茨城県大会（7/8）

第28回トラック運転技能競技会（9/11）

第15回茨城県安全運転競技大会（11/6）

（7）交通安全アドバイザー制度の運用

警察本部長が6事業所、22名の観光バスガイドを「交通安全アドバイザー」として新たに委嘱し、子供や高齢者等の乗客に交通安全教育を実施した。

（8）自動車安全運転センター中央研修所の活用

実践的な交通安全教育を推進するため、関係機関・団体に対して安全運転中央研修所の活用促進を働きかけた。

## 6 広報・啓発活動の推進

次の施策を実施し、県民の交通安全意識の高揚と交通事故防止を図った。

（1）チラシ・ポスター作成による広報活動の実施

チラシ・ポスター・ポケットカードを作成し配布した。また、幹線道路に横断幕を掲示した。

（2）IT技術を用いた交通安全情報配信サービス等の実施

62(平成17年3月28日現在)の市町村を含む720の関係機関等に、交通安全資料や事故分析資料を電子メールにより配信した他、ホームページを利用し情報の共有を図った。

(3) ラジオ放送や県警ヘリによる広報活動の実施

ラジオ番組の「ラジオ県だより」「こちら110番」及び「スポット放送」や県警ヘリにより交通安全に関する広報を実施した。

(4) 交通安全カレンダーの作成

茨城県交通安全対策協議会が募集した交通安全ポスターの優秀作品の中から季節にあったポスター13点を選出し、交通安全カレンダー3,000部を作成、小・中学校や関係機関等に配付した。

## 7 自治体に対する働き掛けの強化

(1) 大好きいばらき交通安全ふれあいのまち県民運動の推進

県内の主要企業、団体、行政機関からなる「大好きいばらき県民会議」が主体となり、全県下においてステップ方式によるシートベルト着用運動を実施した。

(2) 自治体への警察官の出向

水戸市、牛久市、土浦市、つくば市、龍ヶ崎市と合わせて5自治体の交通安全担当課に警察官(警部)を出向させ連携を強化した。

## 8 企業に対する指導

(1) 安全運転管理者等選任事業所(8,876所)に対し、事故の多発した事業所に対する個別指導、茨城県安全運転管理者協議会の機関誌による啓発等により、安全運転管理の強化に努めた。

(2) 交通事故防止コンクールの実施

第20回茨城県安全運転管理者協議会交通事故防止コンクール(9/1~11/30)

第27回茨城県トラック協会交通事故防止コンクール(10/1~11/30)

(3) 安全運転管理者等未選任事業所一掃活動の実施(7/1~8/31)

未選任事業所発見数(171事業所)

## 9 死亡事故抑止緊急対策の実施

(1) 「交通死亡事故抑止緊急対策事業実施要綱」に基づき知事が発令した多発警報に伴い、広報・啓発活動、街頭活動、交通指導取締りの強化等死亡事故抑止緊急対策を講じた。

平成16年中の発令状況

12/27から平成17年1/2まで(全県)

(2) 交通死亡事故抑止エリア・ルート対策の実施

交通事故が多発している路線を「重点対策路線」と位置付け、関係団体等と連携して安全施設の整備や事故分析の結果から多発する曜日、時間帯（特に薄暮時間帯）等におけるパトカーの流動・駐留警戒活動の実施等総合的な対策を講じた。

重点対策路線

国道124号、国道355号

実施期間

第1期： 2月1日（日）～3月31日（水）

第2期： 4月1日（木）～5月31日（月）

第3期： 6月1日（火）～8月31日（火）

第4期： 9月1日（水）～10月31日（日）

（車両台数 23,652台、合計人数 46,371人）

(3) 年末期に向けた段階的な交通死亡事故抑止対策の強化

年末の繁忙期に、交通死亡事故の多発が懸念されたため、警察力の総合力を発揮して交通指導取締りや流動警戒活動等の街頭活動等を強化する対策を講じた。

期間

10月1日（金）～12月31日（金）

実施内容

- ・ 飲酒運転取締り強化期間を設定した交通指導取締りの強化
- ・ 交通事故の実態に即した多発道路等における流動警戒活動の実施
- ・ 交通部及び本部各部課の応援を得た事故多発警察署への取締り部隊の派遣運用

期間中の派遣警察署延べ56警察署

本部員の派遣回数28回 派遣人数252人